

令和5年5月31日

各位

京都市環境政策局  
環境企画部環境指導課長

### 資格者等による石綿事前調査の義務化について

日頃は本市環境行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

大気汚染防止法の一部改正（令和2年6月5日公布）により、建築物等の解体・改修工事を行う際は、資格者等による石綿事前調査の実施が義務付けられ、令和5年10月1日から施行されます。

つきましては、別添周知チラシを御参照いただき、石綿事前調査を適切に実施していただきますよう、よろしくお願ひします。

#### 【送付物】

- ・環境省周知チラシ「建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ」
- ・厚生労働省周知チラシ「解体・改修・各種設備工事を行う施行業者の皆さまへ」

#### 【問合せ窓口】

行政機関名	管轄	所在地	電話番号
北部環境共生センター	北、上京、左京、 中京、右京区	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階	701-9800
南部環境共生センター	東山、山科、下京、 南、西京、伏見区	京都市南区西九条森本町62-1	671-0511
京都市環境政策局 環境企画部環境指導課		京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	222-3955